令和３年５月 17 日

労使団体の長あて

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和３年５月 14 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです（別添１）。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和３年４月 26 日付け及び令和３年５月 10 日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示ししたところですが、これらの事項に加え、「取組の５つのポイントを活用しましょう！（一部改正）」（別添２）を活用いただく等により昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策について労働者に周知していただくとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）」（別添３）や「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ」（別添４）のほか、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）」（別添５）を活用いただく等により熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて、改めて、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長